

【個人タクシー事業者】支援事業の補助金申請に関する基本的な注意事項

○提出書類(1部)

- ・(様式第1号)公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書提出とは別に事業者控えを1部保存しておいてください。
- ・領収書等(申請本数、購入したタイヤのメーカー名、ブランド名、商品名が分かるもの)
金額のみの領収書の場合は、納品書も添付してください。
領収書が無い場合は、納品書と銀行等の支払明細書を添付してください。
(納品書で商品名が確認出来ない場合、商品名が分かるパンフレットのコピーも添付してください。)
添付いただく領収書等(上記の項目)については、申請書(様式第1号)の内訳の内容と一致するよう、蛍光ペンでラインを引くなど一目で分かるようにしてください。
領収書は原則、原本の提出となります。
- ・振込先口座の確認のため預金通帳のコピーを添付してください。
通帳のコピーは銀行名(コード)、支店名(コード)、口座種類、口座番号、口座名義(漢字及びカタカナ)が確認出来るものを添付してください。

【ご協力をお願い】

- ・前年度申請を行なわれた方につきましては、可能であれば振込先口座を前年度の時と同じ口座にしてください。

○補助の対象となるタイヤの種類等について

- ・別添の「兵庫県低燃費タイヤ、ロングライフタイヤ購入補助対象一覧」に記載されているタイヤが対象となりますが、一覧表の下部にあるように従来品よりも低燃費性・耐摩耗性を有することが、メーカー又は販売店の資料により確認出来るタイヤについても対象とするとされていますので一覧に記載されていないタイヤの場合は、メーカー又は販売店にご確認の上、申請の際は必要な資料を必ず添付してください。
- ・納品及び支払いが令和5年4月1日～令和5年11月30日までに完了しているものが補助の対象となりますのでご注意ください。

○申請の受付期間について

令和5年11月30日(木)(必着)

郵送での申請も受付けておりますので、送付先住所にご注意願います。

(事業者控えに協会の受付印が必要な場合は事業者控え並びに返信用封筒の同封をお願いいたします。)

持参、郵送どちらの場合においても各組合で申請書を取りまとめ、申請を行なっていただきますようお願いいたします。(スムーズな処理を行うため、ある程度の件数が集まった時点で適宜提出してください。)

なお、組合に加盟されていない方におかれましては、兵庫陸運部輸送部門にて受付印をいただいた上で協会へ持参又は郵送をお願いします。

○補助金の振り込みについて

- ・申請書(様式第1号)に記載された振込先口座へ振り込まさせていただきますので、記入漏れや記載間違い等の無いようお願いいたします。